

特例対象被保険者等申告についてのご案内

倒産や解雇など、自己の意思によらずに離職し、国保に加入したかた（特例対象被保険者）については、国民健康保険税の軽減を受けることができます。

国民健康保険税がすでに課税されていて、税額が変更となる場合は、本申告を受けた月の翌月に国民健康保険税変更通知書を送付いたしますので、変更内容のご確認をお願いいたします。

●内容

国民健康保険税を算定する際、対象者の前年中の給与所得を30／100相当額とみなし、計算を行います。

●必要書類

(1)特例対象被保険者等に係る申告書

(2)雇用保険受給資格者証の写し

※両面の写しが必要です。仮のものではなく正式な書類の提出をお願いいたします。

(3)世帯主の身分証明書の写し

(4)世帯主及び該当者の個人番号がわかるものの写し（確認後、市役所で破棄します。返送をご希望の場合はお申し出ください。）

●注意事項

(1)離職日時点で、対象者が65歳未満であることが条件です。

(2)軽減対象は、特例対象被保険者のみです。

(3)軽減期間は、離職日の翌日が属する月から、その月が属する年度の翌年度末までです。

(4)特例対象被保険者として国民健康保険税軽減の対象となる場合は、まず前年中の給与所得を30／100とみなして保険税軽減を行いますので、新型コロナウイルスの影響による給与収入の減少に伴う保険税の減免を受けることはできません。

※ただし、給与収入以外の事業所得等の減少が見込まれる場合は、保険税減免の対象となる場合があります。

問い合わせ・提出先

〒374-8501 館林市城町 1-1

館林市役所保険年金課国保係

TEL0276-47-5138（直通）